

みやぎ県民総合スポーツ祭補助金交付要項

1 目的

定款第4条第1項第4号に基づき、みやぎ県民総合スポーツ祭の運営を支援する。

2 補助対象

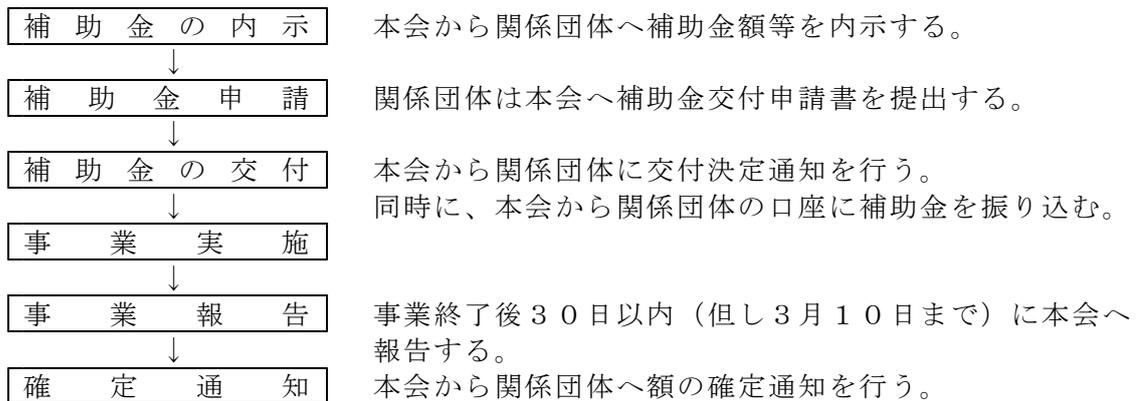
- (1) みやぎ県民総合スポーツ祭を実施する団体
- (2) 市郡体育協会

3 補助対象経費等 ※領収書の宛名は競技団体名とする。

下記大会運営費とする。但し、参加者にかかる経費は対象としない。

- (1) 交通費 役員・審判員・補助員等
- (2) 宿泊費 宿泊を必要とする場合のみ、1泊9,800円(税込)以内を原則とする。
- (3) 使用料賃借料
- (4) 報償費
 - ①役員・審判員等謝金 原則、1日2,000円を上限とする。
 - ②補助員等謝金 原則、1日1,000円を上限とする。
- (5) 食糧費 役員・審判員・補助員等の弁当代として1日1個500円を上限とする。
- (6) 需用費 消耗品費
※熱中症対策の飲料は消耗品とする。参加賞(景品代)は対象外
- (7) 役務費 通信運搬料、振込手数料等

4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

平成27年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

みやざき県民総合スポーツ祭実施に伴う競技運営費細目

みやざき県民総合スポーツ祭各競技の部の実施に伴う経費を、県体育協会より下記のとおり運営費として各競技団体に補助する。

記

1 基本的な考え方

みやざき県民総合スポーツ祭各競技の部の実施に伴う経費の支給方法を、実態に即した運営をするため、各競技団体の裁量で執行できるようにし、運営費として支給する。

2 各競技団体の補助額

- (1) 各競技団体の補助額は、過去の補助額等を勘案して決定する。
- (2) 会場地が例年と異なることを考慮して基本額を設定する。
 - ・宮崎市以外で実施される競技については、30,000円とする。
 - ・宮崎市で開催される競技は、10,000円とする。